

現状

労災保険

雇用保険

事業主



特別加入

中小事業主

1人親方等

海外勤務者

本来、事業主は入ることができませんが、危険な仕事をされているので、特別に入ることができます

現在、事業主様お一人で、特別加入の一人親方等という制度を使って、労災保険に加入しています

従業員を採用したとき

労災保険



特別加入

中小事業主

1人親方等

海外勤務者

特別加入

中小事業主

1人親方等

海外勤務者



従業員

雇用保険








従業員

※週20時間以上勤務

従業員を採用すると、一人親方等ではなくなり、中小事業主になります。
通常は、中小事業主に登録変更し、その後、従業員の方にも労災保険と雇用保険に加入してもらいます。

従業員を採用したときの選択 (法人化後も基本的な考え方は変わりません)

	労災保険	雇用保険
①	<p>事業主</p>  <p>特別加入</p> <p>中小事業主</p> <p>1人親方等</p> <p>海外勤務者</p>	 <p>従業員</p>  <p>従業員</p>
②	 <p>従業員</p>	 <p>従業員</p>

従業員を採用したことにより、どちらか選ぶことになります。

①ご自身も中小事業主に登録変更し労災に入り続け、従業員も労災と雇用保険に加入してもらう

②ご自身の労災保険はやめて、従業員だけ労災と雇用保険に加入してもらう

(後日、ご自身が再加入することは可能です。ただ、その間、事故にあった場合は、労災が受けられません)

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料	
		年間保険料=保険料算定基礎額(注)×保険料率 (例1)建設の事業の場合 保険料率18/1000	(例2)個人タクシー事業の場合 保険料率12/1000
25,000円	9,125,000円	164,250円	109,500円
24,000円	8,760,000円	157,680円	105,120円
22,000円	8,030,000円	144,540円	96,360円
20,000円	7,300,000円	131,400円	87,600円
18,000円	6,570,000円	118,260円	78,840円
16,000円	5,840,000円	105,120円	70,080円
14,000円	5,110,000円	91,980円	61,320円
12,000円	4,380,000円	78,840円	52,560円
10,000円	3,650,000円	65,700円	43,800円
9,000円	3,285,000円	59,130円	39,420円
8,000円	2,920,000円	52,560円	35,040円
7,000円	2,555,000円	45,990円	30,660円
6,000円	2,190,000円	39,420円	26,280円
5,000円	1,825,000円	32,850円	21,900円
4,000円	1,460,000円	26,280円	17,520円
3,500円	1,277,500円	22,986円	15,324円